

消食表第 5 4 3 号
令和 5 年 9 月 29 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
（ 公 印 省 略 ）

「機能性表示食品に関する質疑応答集」の一部改正について

今般、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付消食表第 141 号消費者庁食品表示企画課長通知）を改正し、システマティックレビュー（研究レビュー）の作成を「PRISMA 声明（2020 年）」に準拠することを原則とすることとし、そのためのチェックリスト等の修正を行いました。

また、これまで事業者団体等の確認を受けた届出については 30 日を超えない期間に公表又は差戻しを行うことを目標とする運用については廃止することとしました。

以上を受け、「機能性表示食品に関する質疑応答集」（平成 29 年 9 月 29 日付け消食表第 463 号消費者庁食品表示企画課長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等への周知をお願いします。